



第75回

全国植樹祭

埼玉
2025

第75回全国植樹祭 応援事業を募集します！

「第75回全国植樹祭」の開催を県民のみなさんに広く知っていただき、県全体で大会の開催機運を高め、多くの方に開催理念を共有していただくため、県内各地で開催される行事やイベント等を対象とした「第75回全国植樹祭応援事業」を募集します。

対象事業

【開催時期】

令和6年1月1日から令和7年10月31日までに実施する事業

【開催場所】

埼玉県内

【主催者】

県、市町村、学校、企業、森林・林業関係団体、NPO、森林ボランティアグループ 等

主な特典

- 「第75回全国植樹祭応援事業」を呼称できます！
- 第75回全国植樹祭シンボルマーク等を使用できます！
- 第75回全国植樹祭ホームページ等で紹介されます！
- のぼり旗、横断幕等の貸出しを受けられます！
- 記録紙等に掲載されます！

申請等手続

- ① 承認申請書の提出 裏面の「第75回全国植樹祭応援事業」募集要領に基づき、承認申請書をメール、FAX、又は郵送等で御提出ください。
- ② 承認通知書の送付 募集要領に定める承認基準に基づき審査を行い、承認した場合は、承認通知書を送付します。
- ③ 実績報告書の提出 承認した事業の終了後2週間以内に、実績報告書の提出をお願いします。



全国植樹祭とは

豊かな国土の基盤である森林やみどりに対する国民的理解を深めるために開催される、国土緑化運動の中心的行事です。

毎年春に天皇后陛下御臨席のもと、式典行事や記念植樹を行います。

埼玉県では、昭和34年(1959年)以来66年ぶり2回目となる「第75回全国植樹祭」を令和7年(2025年)春に、秩父ミュージックパーク(秩父市・小鹿野町)にて開催します。



第10回(昭和34年)埼玉県大会
昭和天皇による記念植樹

第75回全国植樹祭の開催理念

- 適切な森林の整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮することで、森林・水・木材と私たちの暮らしや産業との結び付きを深め大切にしていきます。
- 豊かな川で繋がる山村と都市が、協力して森林・みどりを共有の財産として守り育て、元気な姿で未来の子供たちへ繋いでいきます。

詳細は
公式HPへ



申請・
問合せ先

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局(埼玉県農林部全国植樹祭推進課内)
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-4306 / FAX 048-830-4771 / メール a4306-02@pref.saitama.lg.jp

彩の国
埼玉県

「第75回全国植樹祭応援事業」募集要領

1 目的

第75回全国植樹祭（以下、「植樹祭」という。）の開催に向け、植樹祭の開催を県民に広く周知し、開催気運を盛り上げるとともに、開催成果の継承を図るため、「第75回全国植樹祭応援事業」として実施する事業を募集します。

2 対象事業

- (1) 開催時期 令和6年1月1日から令和7年10月31日までの間に開催する事業
- (2) 開催場所 埼玉県内
- (3) 主催者 県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、学校、企業、森林・林業関係団体、NPO、森林ボランティアグループ等
- (4) 要件 3の承認基準により、第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）から承認を受けたもの。

3 承認基準

次の各号のいずれにも該当する事業であること。

- (1) 次の植樹祭の開催理念に賛同して開催される事業であること。

【開催理念】

- 適切な森林の整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮することで、森林・水・木材と私たちの暮らしや産業との結び付きを深め大切にしていきます。
- 豊かな川で繋がる山村と都市が、協力して森林・みどりを共有の財産として守り育て、元気な姿で未来の子供たちへ繋いでいきます。

- (2) 広く県民に参加を呼びかける事業であること。
- (3) 一般の人に公開される事業であること。
- (4) 営利を主たる目的としない事業であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ア 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるもの。
 - イ 大会のシンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの。
 - ウ 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの。
 - エ 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
 - オ 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするもの。
 - カ 不当な利益を得るおそれのあるもの。
 - キ その他、承認することが不適当と認められるもの。

4 申請手続

主催者は、当該事業が開催される期日の1か月前までに「第75回全国植樹祭応援事業」承認申請書（様式第1号）を実行委員会事務局へ提出してください。

5 承認

- (1) 実行委員会が「第75回全国植樹祭応援事業」として承認した場合は、申請書を受理した日から2週間以内に、主催者に対して、「第75回全国植樹祭応援事業」申請に係る承認通知書（様式第2号）により通知します。

また、ホームページに事業の情報等を掲載し、事業広報について協力します。
- (2) 実行委員会から承認を受けた事業の主催者に対して、下記の特典を付与します。
 - ア 「第75回全国植樹祭応援事業」の呼称使用
 - イ 第75回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用
 - ※ 別に定める「第75回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程」の許諾制限に該当しないことの確認書（様式第3号）の提出と完成見本の確認後に使用可能とします。
 - ウ 第75回全国植樹祭ホームページ等での紹介
 - エ 第75回全国植樹祭に係るのぼり旗、横断幕等の貸出し
 - オ 記録紙等への掲載
 - ※ 事業名の一覧表示のみとなる場合があります。
- (3) 承認後、承認基準に反する事項があると実行委員会が認めたときは、承認を取り消すことがあります。

その場合、大会のシンボルマーク等を印刷した印刷物や物品の配布及び掲示等の中止を求めるほか、承認取消しにより発生した損害は、全て主催者の負担とします。

6 実績報告

主催者は、事業終了後2週間以内に「第75回全国植樹祭応援事業」実績報告書（様式第4号）を提出してください。

7 その他

次のことを承諾の上、申請を行ってください。

- (1) 日程や内容を変更する場合は、速やかに実行委員会へ連絡すること。
- (2) 事業に要する経費は全額主催者負担であること。
- (3) 事業実施に必要な許認可等は主催者において受けること。
- (4) 実行委員会は、事業の準備及び実施に係る事故等の責任を一切負わないこと。

8 申請書提出先

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（埼玉県農林部全国植樹祭推進課内）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL：048-830-4306 FAX：048-830-4771
E-mail：a4306-02@pref.saitama.lg.jp